

# 令和7年度 Nara for Culture 広報業務仕様書

本仕様書は、ミュージックフェストなら実行委員会（以下、「甲」という。）が委託事業者（以下、「乙」という。）に委託して実施する「令和7年度 Nara for Culture 広報業務」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

## 1. 本業務の名称

令和7年度 Nara for Culture 広報業務

## 2. 本業務について

### (1) 実施目的

本業務では、奈良を“クリエイティブ・アーティストが集まる場”にすることを目指して、ミュージックフェストなら実行委員会（以下、「甲」という。）が令和7年度に実施する以下の2つの事業（音楽祭事業「ミュージックフェストなら2025」、音楽活動支援事業「ミュージック・サポート」）について広報を行う。

「ミュージックフェストなら2025」は、奈良県内のさまざまな会場で、クラシックをはじめとし上質な音楽によるコンサートを開催することで、奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供することを目的とする事業である。本業務では、県民をはじめ幅広い層に、「ミュージックフェストなら2025」の魅力を伝え、各コンサートへの参加や、興味・関心を獲得することを目的とする。

「ミュージック・サポート」は、奈良が「若者等が創作活動に挑戦し成長できる土地」になることを目指し、クリエイティブな音楽活動を支援する事業である。本業務では、奈良県がクリエイティブな音楽活動を支援する県であることを、県内だけでなく県外にも発信し、音楽関係者等への認知度を向上させることを目的とする。



## 3. 本業務の委託期間及び内容

### (1) 委託期間

契約日から令和7年12月31日（水）まで

### (2) 委託上限金額

17,231,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (3) 本業務内容

「4. 実施項目」「5. 業務詳細」に記載の業務を実施すること。

## 4. 実施項目

奈良県内の各地で音楽祭「ムジークフェストなら2025」（令和7年5月～12月）及び、音楽活動支援「ムジーク・サポート」の広報を実施するにあたり必要となる以下の業務について、甲から一括して委託する。

なお、令和7年度 Nara for Culture事業計画(<http://www.pref.nara.jp/51513.htm>) の内容をよく理解したうえで実施すること。

### (1) 【音楽祭】「ムジークフェストなら2025」の広報

- ①「連携・まちなかコンサート」の情報収集・広報
- ②「有料クラシックコンサート広報チラシ」の企画・制作・発送
- ③「公式リーフレット」の制作
- ④「公式ガイドブック」の企画・制作・発送
- ⑤「ポスター」の制作・発送
- ⑥「公演プログラム」の制作
- ⑦「のぼり」の制作・発送
- ⑧「バナースタンド看板」の制作
- ⑨「文化会館前大型広報掲示板用シート」の制作
- ⑩交通事業者と連携した広報展開
- ⑪ノベルティグッズの製作

### (2) 【音楽活動支援】「ムジーク・サポート」の広報

- ①「ムジーク・サポートバナースタンド看板」の制作
- ②広報リーフレットの企画・制作・発送
- ③ムジーク・アーティストベース更新と運用保守（保守については現行分含む）

### (3) (1)、(2)に共通する広報

- ①首都圏等でのデジタルサイネージ放映
- ②音楽専門雑誌への広告出稿
- ③SNSを活用した情報発信及び運営
- ④リスティング・SNS広告

### (4) 計画・準備

乙は業務実施にあたっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

## 5. 業務詳細

### (1) 「ムジークフェストなら2025」の広報

共通事項

- ・「ムジークフェストなら2025」ロゴを制作し、各広報に利用すること。

① 「連携・まちなかコンサート」の情報収集・広報

(ア) 「連携・まちなかコンサート」情報収集システム（以下、「情報収集システム」という。）の運用・保守

- ・令和7年2月6日(木)以降、ムジークフェストなら2025開催期間（令和7年5月1日～12月31日）中に実施される県内芸術文化団体、市町村等が主催するコンサート（以下、「連携・まちなかコンサート」という。）について、甲が用意する情報収集システムを用いてコンサートの情報を収集すること。
- ・令和7年3月19日（木）以降に、本システムの更新・保守が必要になった場合は、対応すること。

(イ) 県内芸術文化団体等との連絡調整

- ・令和7年2月5日(水)～12月22日（月）、受付対応窓口（電話窓口）を設置し、県内芸術文化団体等からの問い合わせに対応できる体制を構築すること。
- ・必要に応じて、「連携・まちなかコンサート」に登録した県内芸術文化団体等と連絡調整（お知らせ等の一斉メール送信など）をすること。
- ・県内芸術文化団体から希望を募り、希望に沿って、のぼり・ガイドブック・ポスター等の広報物を送付すること。
- ・コンサート終了後、県内芸術文化団体等から実績報告を収集すること。

(ウ) 「連携・まちなかコンサート」広報

- ・「情報収集システム」で収集した情報は、別途委託予定の『令和7年度ムジークフェスト企画・運営委託業務』受託者と連携し、ムジークフェストなら2025公式Webサイトに掲載すること。
- ・県内芸術文化団体等が作成した「連携・まちなかコンサート」広報動画を、ムジークフェストなら2025公式Webサイトに掲載すること。
- ・県内芸術文化団体のSNSアカウントを、甲が運営するSNSアカウントにおいてフォローすること。
- ・令和7年4月以降、甲が運営するXアカウントの「ポスト」機能を用いて、「連携・まちなかコンサート」の情報を投稿すること。
- ・令和7年4月以降、甲が運営するInstagramアカウントの「ストーリーズ機能や」、Facebookアカウントの「シェア機能」等を用いて、「連携・まちなかコンサート」の情報を効果的に広報すること。

(エ) 甲との連絡調整

- ・「連携・まちなかコンサート」の公演情報を管理し、甲の依頼に応じて一覧表などを作成し、提出すること。

② 「有料クラシックコンサート広報チラシ」の企画・制作・発送

(ア) 仕様

- ・A4 両面 フルカラー/モノクロ
- ・制作部数：10,000部
- ・発行時期：2月下旬

※甲が指定する箇所（約350箇所）へ乙から直接納入発送すること。

(イ) 内容

- ・甲が主催する有料クラシックコンサート（4公演）の概要を掲載すること。
- ・公演によって掲載枠の大きさを変えるなどし、配架時に目を引くデザインとすること。
- ・裏面にチケットの購入方法などを掲載すること。

③「公式リーフレット」の制作

(ア) 仕様

- ・A4 8頁、観音折、フルカラー
- ・制作部数：500部
- ・発行時期：3月下旬
- ・納品場所：ムジークフェストなら実行委員会事務局

(イ) 内容

- ・「Nara for Culture～ムジークフェストなら2024～」の実績を掲載すること。
- ※過去に発行したリーフレットを参考にデザインすること。

④「公式ガイドブック」の企画・制作・発送

(ア) 仕様

- ・A4版、36ページ程度（表紙、裏表紙含む）、フルカラー
- ・制作部数：40,000部
- ・発行時期：3月下旬

※甲が指定する箇所（約450箇所）へ乙から直接納入発送すること。

(イ) 内容

- ・誌面を通して、デザインやフォントを統一し、ガイドブックが「ムジークフェストなら2025」を広報する一冊の読み物となるように企画すること。
- ・表紙は「クリエイティブ・アーティストが集まる場“奈良”」をコンセプトに、デザインを提案すること。なお、「せんとくん」の使用は必須ではない。
- ・甲が主催する有料クラシックコンサート（4公演）については、音楽ライターによる公演の見どころやアーティストについての特集記事、出演者のインタビューなど読み物としてのコンテンツを、乙が提案し、ガイドブックに盛り込むこと。なお、インタビューを掲載する場合、インタビュー実施にかかる出演者との調整については、甲が行う。
- ・クラシック音楽に馴染みのない層が公演を楽しめるように、マナー講座等のコラムを掲載すること。
- ・ページ台割は、甲・乙協議の上、内容を決定するものとする。
- ・「①「連携・まちなかコンサート」の情報収集・広報」で収集した情報を掲載すること。なお、誌面の都合上、全コンサートを掲載できない場合は、原則、早期に必要事項が登録され掲載が承認されたものを優先すること。
- ・ガイドブックに掲載する「連携・まちなかコンサート」の情報については、乙が直接、入力者に対して内容確認を行い、了承を得ること。
- ・「ムジーク・サポート」事業の内容についても掲載すること。

- ・同ガイドブックの掲載内容を、別途委託予定の『令和7年度ムジークフェスト 企画・運営委託業務』受託者と連携し、ムジークフェストなら2025公式Webサイトにコンテンツとして掲載すること。なお、PDFではなく、Webサイトのページ内に表示すること。

⑤ 「ポスター」の制作・発送

(ア) 仕様

- ・ B2版、フルカラー
- ・ 制作部数：600枚
- ・ 発行時期：2月下旬

※甲が指定する箇所（約450箇所）へ、乙にて納入し直接発送すること。

(イ) 内容

- ・ キービジュアルのデザインと合わせること。

※ポスターデザインをもとに、エレベーターラッピングに使用するためのデザイン変更を行い、甲にデータを提供すること。

⑥ 「公演プログラム」の制作

○甲が主催する公演について、当日配布するプログラムを制作すること。

○発行時期、納品場所：各公演の2日前までに、甲が指定する場所へ納入すること。

(ア) 有料クラシックコンサート（4種類）仕様

- ・ 展開A3サイズ（仕上がりA4）
- ・ 4ページ2つ折り、フルカラー
- ・ マット紙 90kg
- ・ 合計4,200部
- ・ 当日の曲目、プロフィール、「④「公式ガイドブック」の企画・制作・発送」で制作した内容等を掲載すること。

(イ) 無料コンサート（5種類）仕様

- ・ A4 両面 フルカラー/モノクロ
- ・ コート紙 62.5kg（菊判）
- ・ 合計2,400部

⑦ 「のぼり」の制作・発送

- ・ 仕様：600mm×1,800mm カラー
- ・ 通年使用可能なデザインとし、フォントなどはキービジュアルに合わせること。
- ・ 制作数：280枚
- ・ 制作時期：3月上旬

※甲が指定する箇所（約250箇所程度）へ、乙にて納入し直接発送すること。

⑧ 「バナースタンド看板」の制作

- ・ サイズ：600mm×1,800mm カラー（表のみ）

- ・素材：耐候性があり屋外で長期使用できるもの（ターポリン、トロマット等）
  - ・加工：ハトメ加工（4か所）
- ※屋外対応バナースタンドQSB-Y（Y-BAND-1）に合わせたバナーを制作すること
- ・2種類制作し、そのうち1種類は協賛社を掲載すること。なお、通年使用可能なデザインとし、フォントなどはキービジュアルに合わせること。
  - ・制作数：15枚（通常11枚、協賛社4枚）
  - ・制作時期：4月中旬
  - ・納品場所：ムジークフェストなら実行委員会事務局

⑨「文化会館前大型広報掲示板用シート」の制作

- ・フルカラー、片面シート貼り
  - ・サイズ：W5, 700mm×H2, 410mm
  - ・制作枚数：1枚
- ※本掲示物は向かって左から横1, 415mm、1, 435mm、1, 435mm、1, 415mmの4枚の着脱可能な表示板で構成されている（高さはいずれも2, 410mm）。分割印刷を行い、4枚の板で1つの図柄を表すこと。なお、1枚の表示板に貼り付けるシートは必ずしも1枚でなくてもよい（分割可能）。
- ・キービジュアルのデザインと合わせること。
  - ・制作時期：4月中旬
  - ・納品場所：甲が別途指示する。

⑩交通事業者と連携した広報展開

- ・交通事業者と連携し、駅構内、電車内などで広報を行う。
  - ・制作物・数量：
    - a 駅貼りポスター（B1サイズ JR西日本：300枚程度、近鉄：80枚程度）
    - b 電車中吊りポスター（B3サイズ JR西日本：3,800枚程度、近鉄：3,000枚程度）
  - ・キービジュアルのデザインと合わせること。
  - ・ポスターの下帯にJR西日本と近鉄から支給されるデータ・文言を挿入すること。
  - ・制作時期：4月中旬
- ※駅構内や電車内にポスター等を貼り出す際に交通事業者に支払うべき出稿料（掲出料含む）は、甲が負担する。

⑪ノベルティグッズの製作

- ・クラシックコンサート来場者へのアンケートに対する回答率を上げるための景品として製作すること。
- ・上質で高級感のあるグッズとすること。
- ・グッズの仕様・数量については、乙が提案し、甲の承認のうえ製作すること。なお、最少製作数は60個とする。
- ・製作にかかる費用は合計350,000円（税抜き）以内とすること。
- ・ノベルティグッズは乙が配布すること。

- ・5月中旬ごろには配布できるように手配すること。

## (2) 「ムジーク・サポート」の広報

### 共通事項

「ムジーク・サポート～」ロゴを制作し、各広報に利用すること。

#### ①「ムジーク・サポート バナースタンド看板」の制作

- ・サイズ：600mm×1,800mm カラー（表のみ）
- ・素材：耐候性があり屋外で長期使用できるもの（ターポリン、トロマット等）
- ・加工：ハトメ加工（4か所）

※屋外対応バナースタンドQSB-Y（Y-BAND-1）に合わせたバナーを制作すること

- ・2種類制作し、そのうち1種類は協賛社を掲載すること。
- ・制作数：6枚（通常4枚、協賛社2枚）
- ・制作時期：7月下旬
- ・納品場所：ムジークフェストなら実行委員会事務局

#### ②「ムジーク・サポート 広報リーフレット」の企画・制作・発送

##### (ア) 仕様

- ・両面フルカラー。
- ・デザイン案を乙が提案し、甲の承認を得て決定すること。なお、A4パンフレットトラックに配架されることを想定すること。
- ・制作部数：15,000部
- ・発行時期：8月～10月（未定）

※甲が指定する箇所（約450箇所）へ、乙にて納入し、直接発送すること。

##### (イ) 内容

- ・以下の項目を掲載すること。なお、掲載情報はA3両面程度の想定。
  - ・「ムジーク・サポート」事業の概要
  - ・「ムジークキャンプ」の受講者募集
  - ・演奏家への練習場所の提供事業の広報
  - ・「ムジーク・アーティストベース」の広報及び登録募集
  - ・ムジークフェストなら2025「連携・まちなかコンサート」の募集
- ・制作時期：7月～8月（未定）
- ・納品場所：ムジークフェストなら実行委員会事務局

#### ③ムジーク・アーティストベース更新と運用保守（現行分対応含む）

- ・現行のムジーク・アーティストベースの運用保守業務（主に問い合わせ対応）を行うこと。
- ・登録期間（10月中旬～11月末（予定））に、新規登録募集ページを設け、演奏家からの登録に対して、不備がないか確認すること。不備がある場合は、登録者に対し、確認修正を行うこと。前年度から既に登録されている演奏家の登録情報も最新情報に更新すること。
- ・登録内容について、不備がないものに対しては承認作業を行い、承認された演奏家

は一般ユーザー向けページで表示されるようにすること。

- ・更新した一般ユーザー向けページを12月上旬に公開すること。
- ・問合せ窓口（フォームもしくはメール受付想定）を設置、対応すること。
- ・公開後、履行期限までの運用保守業務を行うこと。次年度への引き継ぎに必要な情報共有や支援を行うこと。

### （3）（1）と（2）に共通する広報

#### ①首都圏等でのデジタルサイネージ放映

- ・首都圏の主要駅構内及び、奈良県内または近隣府県のタクシー・バスの車内等で、「ミュージックフェストなら2025」及び「ミュージック・サポート」を広報するための動画をデジタルサイネージで放映すること。
- ・デジタルサイネージの放映場所、箇所数、期間については、定められた費用の中で、乙が提案し、甲の承認を得て決定すること。
- ・デジタルサイネージで放映する動画は乙が制作すること。なお、動画の長さは「15秒」を想定。音声の有無、縦横比については、放映するデジタルサイネージの規格に合わせることに。
- ・動画には「ミュージックフェストなら2025」のキービジュアルを使用すること。
- ・奈良県が「クリエイティブな音楽活動を支援する県」であることを広報する動画とすること。
- ・放映時期：（ア）首都圏の主要駅構内 4月  
（イ）タクシー・バスの車内 4月～5月
- ・放映にかかる費用は、（ア）首都圏の主要駅構内デジタルサイネージ 1,500,000円（税抜き）、（イ）タクシー・バスの車内のデジタルサイネージ500,000円（税抜き）、合計 2,000,000円（税抜き）程度とすること。

#### ②音楽専門雑誌への広告出稿

- ・クラシック音楽を専門とする雑誌等に広告を出稿し、「ミュージックフェストなら2025」及び「ミュージック・サポート」を広報すること。
- ・広告を出稿する雑誌は、甲乙協議の上、決定することとする。
- ・出稿する原稿は乙が作成すること。
- ・広告費用 800,000円（税抜き）程度を想定。は乙が負担する。
- ・広告時期：4月～5月

#### ③SNSを活用した情報発信及び運営

- ・甲が運営するLINE、X（旧Twitter）、Facebook、InstagramなどのSNSアカウントを活用して情報発信を行うこと。なお、SNS投稿にあたっては、乙が提案の上、甲が承認したものを発信するものとする。
- ・LINE、Facebook、Instagramは甲が主催するコンサート等の情報を中心に発信するアカウントであるが、フォロワーの獲得を目指し、ターゲットやトレンドにあった魅力的な発信内容となるように工夫して発信・運用すること。
- ・X（旧Twitter）は、甲が主催するコンサート等の情報だけでなく、「連携・まちなかコン

サート」の情報を発信するアカウントとしても運用すること。

- ・ 広報に際して、必要に応じて各SNSプラットフォーム会社に対して、認証を申請し、認証に必要な費用を負担すること

#### ④リスティング・SNS広告

- ・ Web検索エンジン（Google、Bing、Yahooなど）でクラシック音楽の検索結果に対して、リスティング広告を行うこと。
- ・ LINEでの広報を強化するために、LINEの「友だち」を増やすための広告を実施すること
- ・ クラシック音楽に興味がある層に対して、X（旧Twitter）、Instagram、YouTubeで広告を行うこと。なお、広告に使用する素材は乙が制作すること。そのうち動画については、「①首都圏等でのデジタルサイネージの放映」で制作したものを参考にすること。
- ・ 広告費用：広告費としてSNSプラットフォーム会社（LINE、Google社等）に支払う費用は、合計1,800,000円（税抜き）程度とする。
- ・ 広告期間：4月～5月

#### （4） 協議・打ち合わせの実施

本業務を履行するにあたり、必要な協議・打合せはムジークフェストなら実行委員会と適宜行い、進捗状況等を報告すること。オンラインまたは甲の指定する場所で実施するものとする。

#### （5） 実施報告書の提出

受託者は、業務実施に係る実績を報告書として作成し、提出すること。実施報告書については、上記（1）～（3）についての実施内容や業務成果等について取りまとめ、成果物として甲へ提出すること。

（提出先） ムジークフェストなら実行委員会 奈良県地域創造部文化振興課内（奈良県庁本庁舎4階）  
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

### 6. 成果品の納期及び納入場所

本業務における、各制作物の納期及び納入場所は、甲と受託事業者（以下「乙」という。）が協議し、制作物ごとに、乙が作業工程を示した計画を作成のうえ決定する。（目安については「5. 業務詳細」を参照）

### 7. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- （1） 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- （2） 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合であっても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- （3） 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

## 8. 貸与資料

甲が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

## 9. 成果物の検査・納品

本業務の成果物については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。成果物にかかる全てのデータは外部記録媒体（USBメモリ・DVD等）又はオンラインストレージに保存して納品すること。

## 10. 撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、乙の提案により作成する広報物に使用する動画・写真の撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、乙において対応するものとする。

## 11. 支払方法

令和7年3月31日時点における出来高相当分について、乙は令和7年3月31日以降速やかに甲あて実施報告を行い、甲は完了検査後に9,215,000円を支払限度額上限として代金を支払う。令和7年4月1日以降分については、全業務の履行終了後、一括で支払う。ただし、履行期間中の概算払いを可能とする。

※甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額を変更することができるものとする。

## 12. 秘密の保持

乙は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときはこの限りではない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

## 13. 個人情報保護の取扱

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

## 14. その他事項

- (1) 本業務に必要となる機器、開発ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、乙の負担とする。
- (2) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権及び使用权等の権利については、乙において使用許可等を得ること。また、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、乙はその一切の責任を負うこと。
- (3) 乙は、本委託業務の実施に当たり、乙の責めに帰する事由により甲に損害を与えた時や、乙の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければ

ばならない。

(4) 本仕様に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする

(5) 別記2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

<別記1>

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別記 2 >

### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。